

地域における適応の推進 気候変動適応法施行後の動きについて

1. 地域気候変動適応計画の策定

- ・平成 30 年 11 月「地域気候変動適応計画策定マニュアル」を公開した。
- ・法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を作成している都道府県・市町村は、8 府県 3 政令指定都市※となっている。(平成 31 年 3 月 26 日現在) また、法に基づかないものの、38 都道府県、15 政令指定都市で適応に関する計画を作成している。

※宮城県、茨城県、千葉県、静岡県、愛知県、大阪府、長崎県、鹿児島県の 8 府県、仙台市、川崎市、堺市の 3 政令指定都市。

2. 地域気候変動適応センターの設置

- ・法第 13 条に基づく「地域気候変動適応センター」を確保している都道府県・市町村は、4 県となっている。(平成 31 年 3 月 27 日現在)

都道府県	地域気候変動適応センターを確保した機関/組織	時期
埼玉県	埼玉県環境科学国際センター	2018 年 12 月
滋賀県	滋賀県低炭素社会づくり・エネルギー政策等推進本部	2019 年 1 月
愛知県	愛知県環境調査センター	2019 年 3 月
静岡県	静岡県環境衛生科学研究所	2019 年 3 月
長野県	長野県環境保全研究所 及び 長野県環境部環境エネルギー課	2019 年 4 月予定
神奈川県	神奈川県環境科学センター	2019 年 4 月予定
三重県	一般財団法人 三重県環境保全事業団	2019 年 4 月予定

3. 気候変動適応広域協議会の設立について

- ・平成 31 年 1 月から 2 月にかけて、全国 7 地域（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州沖縄）で、法第 14 条に基づく気候変動適応広域協議会が立ち上がり、地域における気候変動適応に関する情報交換等の協議ができる体制が整った。

4. 国立環境研究所の取組状況について

- ・気候変動適応法に基づく新たな業務を実施するために、平成 30 年 12 月 1 日に「気候変動適応センター」を設立した。
- ・国立環境研究所が運営する情報基盤「気候変動適応情報プラットフォーム」において、関係府省庁の協力の下、適応に関する様々な情報を発信している。
- ・地方公共団体及び地域気候変動適応センターに対し、ニーズに応じた情報提供や助言、セミナーや勉強会を通じた人材育成、共同研究の実施等の支援の充実を図っていく。
- ・関係する国の機関や独立行政法人との連携協力についても調整を進めている。